

65歳以上74歳以下で一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する健康保険制度です。ただし、65歳以上74歳以下の方で、一定の障がいをお持ちの方は、申請により後期高齢者医療制度へ加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することで、医療費の自己負担額や健康保険料において有利になることがあります。

●一定の障がいとは、次の1～4のいずれかに該当する状態です。

1. 身体障害者手帳 1～3級と4級の一部
2. 療育手帳 A1、A2
3. 精神障害者保健福祉手帳 1、2級
4. 障害基礎年金 1、2級

●後期高齢者医療制度に加入すると

1. 医療費の自己負担額が **1割** になります。(ただし、現役並み所得者に該当する方は3割)
2. 65歳以上、70歳未満の方は、一月の医療費の自己負担限度額が下表に変更になります。(70歳以上の方は基本的には医療費の自己負担限度額に変更はありません。)

70歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分※1	3回目まで	4回目以降※2
901万円超(ア)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下(イ)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下(ウ)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下の 住民税課税者(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(オ)	35,400円	24,600円

※1 同一世帯の国保加入者の基礎控除後の総所得金額等

※2 過去12ヶ月間で、同じ世帯での高額療養費の支給が3回以上あった場合の4回目以降の限度額

後期高齢者医療制度の自己負担額(月額)

所得区分	外来の限度額(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
現役並み所得者※3	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ※4	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※5	8,000円	15,000円

※3 住民税課税所得145万円以上の方

※4 世帯全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の方

※5 世帯全員が住民税非課税で、かつ必要経費・控除を差し引いた所得が0となる世帯に属する方

3. 健康保険料が安くなる場合があります。
(被用者保険の被扶養者となっている場合は、加入者自身の保険料が発生することになります。)

(例) 単身世帯で収入が年金収入80万円未満のみの場合
国民健康保険税・・・13,500円(年額)
後期高齢者保険料・・・4,844円(年額)

●後期高齢者医療制度に加入する際に必要なもの

1. 障がいの状態が確認できる書類(身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳又は年金証書のいずれか)
2. 国民健康保険被保険者証
3. 本人の印かん
4. 代理の方が手続きする場合は、代理の方の身分証明書と代理の方の印かん
5. 本人及び届出人(代理人)の個人番号がわかるもの(個人番号カード、通知カード等)

医療費自己負担限度額、健康保険料については、所得や世帯の状況によって異なりますので、必ずしも後期高齢者医療制度が有利になるとは限りません。また、一度認定を受けた方でも、申請により認定を撤回することができます。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798

町・県民税の申告はお早めに!



2月3日から各字公民館および自治会集会所で申告受付が始まります。

◎申告期間は**3月15日**まで、終盤は混み合いますので早めの申告をお願いします。

日程	区・自治会	受付時間	会場
2月3日(水)	大名・北丘ハイツ	9:00～11:00	大名公民館
2月4日(木)	神里	9:00～11:00	神里構造改善センター
	照屋	13:30～15:30	照屋農村コミュニティセンター
2月5日(金)	宮城	9:00～11:00	宮城構造改善センター
	新川・東新川	13:30～15:30	新川コミュニティセンター
2月8日(月)	喜屋武	9:00～11:00	喜屋武集落センター
	山川	13:30～15:30	山川集落センター
2月9日(火)	与那覇	9:00～11:00	与那覇コミュニティセンター
2月10日(水)	津嘉山	9:00～11:30	津嘉山公民館
		13:00～16:00	
2月12日(金)	宮平・慶原	9:00～11:30	宮平公民館
		13:00～16:00	
2月15日(月)	本部・第一団地・第二団地 兼本ハイツ・宮平ハイツ	9:00～11:30	南風原町役場町民ホール
		13:30～16:30	
2月16日(火)	兼城	9:00～11:30	南風原町役場町民ホール
		13:30～16:30	
2月17日～3月15日 ※土日祝日除く	町内全域	9:00～11:30	南風原町役場町民ホール
		13:30～16:30	

◎午前の受付人数は100人となります。午前の受付時間内に100人を超えた場合は、午後の受付となります。
◎2月3日～2月12日の期間中、役場での受付は行っておりません。

申告受付停止期間 3月16日(水)～4月28日(木)

お問い合わせ 税務課 ☎889-4413

お済みですか?

☆軽自動車・バイクの各種変更手続き☆

軽自動車・バイクの抹消や、名義等の変更は、3月31日までに手続きをお済ませください!

☆ 軽自動車税は、毎年4月1日の所有者に年税額が課税されます。
月割りが無いため、4月2日以降に抹消しても1年分を納税しなければなりません。

**平成28年度から税額が引き上げられますので、
抹消や名義変更等は3月までに手続きをお願いします。**

〈手続き及び問い合わせ先〉

・原動機付自転車(排気量が125cc以下) ・小型特殊自動車・ミニカー	南風原町役場税務課 ☎889-4413
・軽二輪車(排気量が126cc～250ccの二輪) ・軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3126
・排気量が250ccを超える二輪車	陸運事務所 ☎050-5540-2091

【お問い合わせ】 税務課 ☎889-4413